

三重中央開発(株) 京都リサイクルセンター 最終処分場／維持管理計画

	基準	適合計画		備考
		増設区域	既存区域	
1	埋立地外に産業廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。	速やかに転圧・締固め、即日覆土を行い、埋立地外への産業廃棄物の飛散・流出を防止。	左記のとおり。	
2	最終処分場外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。	即日覆土を行い、悪臭の発散を抑制。又、ガス抜き孔を設置し、埋立層内部を準好気性環境に保つことで悪臭発生を抑制。	埋立作業終了後、即日覆土を行い、悪臭発散を抑制。また、ガス抜き孔を設置し、埋立層内部を準好気性環境に保つことで悪臭発生を抑制。	
3	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。	即日覆土を行い、火災の発生を防止し、搬入路下り口付近と浸出液調整槽付近に消火器を備える。	左記のとおり。	
4	ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。	即日覆土を行い、ねずみの生息及び害虫の発生を防止。	左記のとおり。	
5	埋立地の周囲に設けられた囲いは、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。(閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供する場合においては、杭その他の設備で埋立地の範囲を明らかにしておくこと。)	埋立地の周囲には、容易に破壊されず、かつ、人が通り抜けられない囲いを設置し、埋立地内にみだりに人が立ち入るのを防止する。囲いに損傷があった場合には、速やかに修復する。	左記のとおり。 なお、擬木柵は有刺鉄線付である。	
6	立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。	入口の見やすい箇所に、産業廃棄物の最終処分場である旨を示す立札を設置。立札に表示すべき事項に変更が生じた場合は、速やかに書換。	左記のとおり。	

	基準	適合計画		備考
		増設区域	既存区域	
7	擁壁等を定期的に点検し、損壊する恐れがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	堰堤等の定期点検を実施。 又、地震や台風等の異常事態の直後は臨時に点検を実施する。異常があった場合は、速やかにこれを防止するための必要な措置を講じる。	左記のとおり。	
8	廃棄物を埋め立てる前に遮水工を砂その他のものにより覆うこと。	廃棄物を埋立てる前に、遮水工の表面を500 mmの保護土で覆い、遮水工の損傷を防止。	遮水工を保護土で覆う。	
9	遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。	遮水シート敷設時において遮水シート及び保護マットの劣化や破損の有無、接合部の状況等を検査し、十分な遮水効果が得られたことを確認。埋立処分開始後、視認できる部分は、遮水シート及び保護マットの劣化や破損の有無、接合部の状況等を目視により定期点検を実施しており、破損又はその恐れがある場合には修復等を行う。	地下水質を定期的に観測することにより埋立区域の遮水状況を把握している。	
10	最終処分場の周縁の地下水質への影響が判断できる2箇所以上の場所から採取した地下水、又は地下水集排水設備より採取した水の水質検査を次により行うこと。			
イ		埋立開始前に周縁地下水の地下水等検査項目及びダイオキシン類、電気伝導率及び塩化物イオンを1回測定し、その結果を記録。	(経過措置により適用外)	埋立開始前に以下の項目を測定し、記録すること。 (1)地下水等検査項目 (2)ダイオキシン類 (3)電気伝導率及び塩化物イオン濃度
ロ	埋立開始後、以下の項目を1年に1回以上測定し、記録すること。 (1)地下水等検査項目 (2)ダイオキシン類	埋立処分開始後、地下水等検査項目及びダイオキシン類を1年に1回測定し、その結果を記録。	左記のとおり。	

	基準	適合計画		備考
		増設区域	既存区域	
ハ	埋立開始後、電気伝導率又は塩化物イオン濃度を1ヶ月に1回以上測定し、記録すること。	電気伝導率及び塩化物イオンを1ヶ月に1回以上測定し、その結果を記録。	電気伝導率を1ヶ月に1回測定、その結果を記録。	
ニ	電気伝導率又は塩化物イオン濃度に異状が認められた場合には、地下水等検査項目、ダイオキシン類について、測定し、記録すること。	電気伝導率又は塩化物イオンに異状が認められた場合、速やかに地下水等検査項目及びダイオキシン類の測定し、その結果を記録。	左記のとおり。	
1 1	地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかな場合を除く。）が認められる場合は、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	地下水の水質の悪化が認められた場合には、生活環境の保全上必要な措置を講じる。	左記のとおり。	
1 2	雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地については、埋立地に雨水が入らないように必要な措置を講ずること。	非該当（本計画の処分場は屋根等を設置しないオープン型処分場である。）	左記のとおり。	
1 3		調整池の亀裂や漏水等の有無を視認等により点検し、異状が認められた場合には、速やかに補修、復旧を行う。	（経過措置により適用外）	調整池を定期的に点検し、損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。
1 4	浸出液処理設備の維持管理は次により行うこと。	浸出液は、浸出液調整槽に貯留した後、ローリー車等で搬出し、グループにて焼却処理。又は、グループ外部の委託先にて中和処理を行うことから、本計画においては浸出液処理設備を設置しない。	浸出液は、浸出液調整槽に一旦貯留した後、簡易水処理を行い、1期側埋立地内へ循環。	
イ	放流水の水質が排水基準等に適合することとなるように維持管理すること。	非該当（最終処分基準省令第2条第3項第3号に規定する廃止基準に適合するまで放流は行わない。）	左記のとおり。	

	基準	適合計画		備考
		増設区域	既存区域	
ロ	浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異状を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。	非該当（浸出液処理設備を設置しない。）	左記のとおり。	
ハ	放流水の水質検査を次により行うこと。 (1)水素イオン濃度、BOD、COD、SS、窒素について1ヶ月に1回以上測定し、記録すること。 (2)排水基準等に係る項目、ダイオキシン類について1年に1回以上測定し、記録すること。	非該当（最終処分基準省令第2条第3項第3号に規定する廃止基準に適合するまで放流は行わない。）	左記のとおり。	
14の2	導水管等に講じられた有効な防凍のための措置の状況を定期的に点検し、異常を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。	非該当（寒冷地ではないことから、凍結による損壊のおそれはない。）	左記のとおり。	
15	開渠その他の設備の機能を維持するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。	設備の機能を維持する為、定期的に点検を行い、土砂等の堆積がある場合には速やかに除去。また、状況に応じてその他の必要な措置を講じる。	左記のとおり。	
16	通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。 ただし、ガスを発生するおそれのない廃棄物のみを埋め立てる場合を除く。	ガス抜き孔を設置、大気放散によるガスの排除。	左記のとおり。	
17	埋立処分が終了した埋立地は、厚さが概ね50cm以上の土砂等の覆いにより開口部を閉鎖すること。ただし、雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地については、遮水工と同等以上の遮水・遮光の効力、強度・耐久力を有する覆いにより閉鎖すること。	埋立地は、厚さが概ね50cmの最終覆土で開口部を閉鎖。	左記のとおり。	

	基準	適合計画		備考
		増設区域	既存区域	
18	閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。	定期的に点検を実施し、損壊のおそれがあると認められるときは、速やかに補修、復旧。	左記のとおり。	
19	残余の埋立容量について、1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。	最終処分場の残余容量を1年に1回測定し、その結果を記録。	埋立処分終了届提出・受理：平成7年7月31日	
20	埋め立てられた廃棄物の種類、数量及び最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、廃止までの間保存すること。	埋め立てた産業廃棄物の種類、数量及び最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置を記録し、知事の廃止確認が行われるまでの間、保存。	左記のとおり。	